

## 新旧対照表

【特例法基本通達（昭和47年3月1日蔵関第103号）】

(注) 傍線を付した箇所が改正部分である。

改 正 後	改 正 前
<p>第3章 自家用自動車特例法関係</p> <p>(一時輸入書類の訂正)</p>	<p>第3章 自家用自動車特例法関係</p> <p>(一時輸入書類の訂正)</p>
<p>10-1 一時輸入書類の訂正については、次による。</p> <p>(1) (省略)</p> <p>(2) 車両等の輸入通関後一時輸入書類を訂正しようとするときは、「<u>一時輸入書類の訂正についての同意申請書</u>」(V-1030) 2通（原本、同意書用）を保証団体及び輸入者の連名で輸入地税関に提出させる。</p> <p>(3) 上記(2)の<u>申請</u>があつた場合において、税関において訂正を認めて差し支えないと認めたときは、<u>申請書</u>の1通（同意書用）に同意する旨を記載して<u>申請者</u>に交付し、他の1通（原本）は輸入証票に添付して税関において保管する。この場合において、必要があると認めるときは、訂正事項について現品を確認し、また、課税価格又は税率の訂正を要するときは、輸入証票を訂正しておく。</p>	<p>10-1 一時輸入書類の訂正については、次による。</p> <p>(1) (同左)</p> <p>(2) 車両等の輸入通関後一時輸入書類を訂正しようとするときは、「<u>一時輸入書類の訂正についての同意願書</u>」(V-1030) 2通（原本、同意書用）を保証団体及び輸入者の連名で輸入地税関に提出させる。</p> <p>(3) 上記(2)の<u>願出</u>があつた場合において、税関において訂正を認めて差し支えないと認めたときは、<u>願書</u>の1通（同意書用）に同意する旨を記載して<u>願出者</u>に交付し、他の1通（原本）は輸入証票に添付して税関において保管する。この場合において、必要があると認めるときは、訂正事項について現品を確認し、また、課税価格又は税率の訂正を要するときは、輸入証票を訂正しておく。</p>
<p>第4章 コンテナー特例法関係</p> <p>第1節 コンテナーの通関及び承認</p> <p>(型式承認を受けた冷凍コンテナーの冷凍ユニットの取替え)</p>	<p>第4章 コンテナー特例法関係</p> <p>第1節 コンテナーの通関及び承認</p> <p>(型式承認を受けた冷凍コンテナーの冷凍ユニットの取替え)</p>
<p>14-7 型式承認を受けた冷凍コンテナーに取り付けられている冷凍ユニ</p>	<p>14-7 型式承認を受けた冷凍コンテナーに取り付けられている冷凍ユニ</p>

## 新旧対照表

【特例法基本通達（昭和47年3月1日蔵関第103号）】

(注) 傍線を付した箇所が改正部分である。

改 正 後			改 正 前		
<p>ットを修理、点検又は交換等のため取りはずし、代替として他の冷凍ユニットを取り付けて使用する場合の取扱いは、次による。</p> <p>(1) 原則として、事前に、新たに取り付ける冷凍ユニットに係る設計図及び仕様書を添付した適宜の<u>申出書</u>3通（税関用、交付用、確認用）を当該冷凍コンテナーの管理者又はその委託を受けた者から、当該冷凍ユニットを交換する場所を所轄する税関の本関保税取締部門に提出させる。</p> <p>(2)～(4) (省略)</p>			<p>ットを修理、点検又は交換等のため取りはずし、代替として他の冷凍ユニットを取り付けて使用する場合の取扱いは、次による。</p> <p>(1) 原則として、事前に、新たに取り付ける冷凍ユニットに係る設計図及び仕様書を添付した適宜の<u>願書</u>3通（税関用、交付用、確認用）を当該冷凍コンテナーの管理者又はその委託を受けた者から、当該冷凍ユニットを交換する場所を所轄する税関の本関保税取締部門に提出させる。</p> <p>(2)～(4) (同左)</p>		
第2節 TIR 運 送			第2節 TIR 運 送		
(TIR 税関の指定)			(TIR 税関の指定)		
<p>34—1 TIR 条約第34条の規定により、TIR カルネによる担保の下で行われる運送のために指定する税関（以下「TIR 指定税関」という。）は、次に掲げる税関官署とする。</p>			<p>34—1 TIR 条約第34条 <u>《税関官署の指定》</u> の規定により、TIR カルネによる担保の下で行われる運送のために指定する税関（以下「TIR 指定税関」という。）は、次に掲げる税関官署とする。</p>		
番号	管轄税関	TIR 指定機関	番号	管轄税関	TIR 指定機関
1	東京税関	※東京税関（同一市内にある次の出張所を含む。） 芝浦出張所 (削除) (削除)	5	名古屋税関	※名古屋税関（同一市内にある次の出張所を含む。） (削除) 稻永出張所 (削除)
番号	管轄税関	TIR 指定機関	番号	管轄税関	TIR 指定機関
1	東京税関	※東京税関（同一市内にある次の出張所を含む。） 芝浦出張所 <u>晴海出張所</u> <u>貿易センター</u>	5	名古屋税関	※名古屋税関（同一市内にある次の出張所を含む。） <u>中出張所</u> 稻永出張所 <u>金城埠頭出張</u>

## 新旧対照表

【特例法基本通達（昭和47年3月1日蔵関第103号）】

(注) 傍線を付した箇所が改正部分である。

改 正 後				改 正 前						
2	横浜税関	<p>大井出張所 立川出張所 新潟税関支署</p> <p>※横浜税関（同一市内にある次の出張所を含む。） 鶴見出張所 (削除) (削除)</p> <p>本牧埠頭出張所 大黒埠頭出張所 ※川崎税関支署 ※千葉税関支署 日立出張所 <u>姪崎出張所</u></p>	6	<p>(削除) 南部出張所 西部出張所 ※清水税関支署 <u>衣浦出張所</u> ※四日市税関支署 興津出張所 焼津出張所 浜松出張所</p> <p>※門司税関（同一市内にある次の出張所を含む。） (削除) 田野浦出張所 徳山税関支署 博多税関支署</p> <p>※長崎税関 久留米出張所</p>	2	<p>横浜税関</p>	<p><u>ビル出張所</u> 大井出張所 立川出張所 新潟税関支署</p> <p>※横浜税関（同一市内にある次の出張所を含む。） 鶴見出張所 <u>瑞穂出張所</u> <u>山下埠頭出張所</u></p> <p>※川崎税関支署 ※千葉税関支署 日立出張所 <u>姪崎立出張所</u></p>	6	<p>門司税関</p>	<p>所 <u>潮見出張所</u> 南部出張所 西部出張所 ※清水税関支署 <u>衣浦税関支署</u> ※四日市税関支署 興津出張所 焼津出張所 浜松出張所</p> <p>※門司税関（同一市内にある次の出張所を含む。） <u>小倉出張所</u> 田野浦出張所 徳山税関支署 博多税関支署</p> <p>※長崎税関 久留米出張所</p>

## 新旧対照表

【特例法基本通達（昭和47年3月1日蔵関第103号）】

(注) 傍線を付した箇所が改正部分である。

改 正 後					改 正 前						
3	神戸税関	※神戸税関（同一市内にある次の出張所を含む。） (削除) (削除) 摩耶埠頭出張所 (削除) ポートアイランド出張所 六甲アイランド出張所 ※広島税関支署 小松島税関支署	8	函館税関	※函館税関 ※小樽税関支署 札幌税関支署 釧路税関支署	3	神戸税関	※神戸税関（同一市内にある次の出張所を含む。） <u>兵庫出張所</u> <u>小野浜出張所</u> 摩耶埠頭出張所 <u>東灘出張所</u> ポートアイランド出張所 六甲アイランド出張所 ※広島税関支署 小松島税関支署	8	函館税関	※函館税関 ※小樽税関支署 札幌税関支署 釧路税関支署
4	大阪税関	※大阪税関（同一市内にある次の出張所を含む。） 大手前出張所 桜島出張所 (削除)	9	沖縄地区税關	※沖縄地区税關	4	大阪税關	※大阪税關（同一市内にある次の出張所を含む。） 大手前出張所 桜島出張所 <u>富島出張所</u>	9	沖縄地区税關	※沖縄地区税關

## 新旧対照表

【特例法基本通達（昭和47年3月1日蔵関第103号）】

(注) 傍線を付した箇所が改正部分である。

改 正 後					改 正 前				
		(削除) 南港出張所 ※堺税関支署 京都税関支署 岸和田出張所 和歌山税関支署						<u>安治川出張所</u> 南港出張所 ※堺税関支署 京都税関支署 岸和田出張所 和歌山税関支署	
備考 ※印の税関官署は、仕出地税関及び仕向地税関のほか経由地税関となりうる税関官署である。					備考 ※印の税関官署は、仕出地税関及び仕向地税関のほか経由地税関となりうる税関官署である。				